

福島県職員措置請求(住民監査請求)監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

福島県西白河郡中島村大字松崎字住吉41番地2 川原 浩

2 措置請求書の提出日

福島県職員措置請求書は令和5年7月11日付けで提出され、同日受け付けた。

3 請求の内容

福島県職員措置請求書の要旨は、以下のとおりである。

(1) 請求の要旨

ア 請求の対象とする行為又は事実

(ア) 官製談合による損害の発生

令和2年度に県会津農林事務所に在籍していた元職員(以下「元職員」という。)が10年前から10件前後の県発注工事の設計金額を建設会社(以下「事業者甲」という。)に教える見返りに賄賂を受け取った官製談合により、違法又は不当な契約による公金支出がなされたことで、県に損害が発生している。

元職員の収賄罪、事業者甲社長Aの贈賄罪及び同社役員Bの公契約関係競売等入札妨害罪の有罪が確定したことにより、県は刑事訴訟法及び刑事確定記録法に基づき官製談合の被害者として上記刑事事件記録の閲覧が可能であり、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(以下「入札談合等関与行為防止法」という。)第4条第5項で定める損害の調査及び関与した職員に対する損害賠償請求義務がある。

また、設計価格を漏洩する見返りに26万円相当の賄賂を受け取った元職員は、民法第709条の不法行為責任を負う。

(イ) 設計価格漏洩による不公正な契約による損害の発生

令和2年度に会津農林事務所管内において県と事業者甲が契約した工事7件の

平均落札率は95.24%となっており、その中でも元職員の担当工事1件の落札率は99.12%である。令和元年度における同様の工事4件の平均落札率は96.70%となっている。令和5年2月4日付け福島民報社記事では、平成31年4月から令和4年3月までの事業者甲の落札件数15件の平均落札率は96.1%で同時期の会津若松方部の平均落札率は93%と報じている。

また、令和5年6月26日付け福島民報社記事では、事業者甲の役員Bは、元職員から聞き出した条件付一般競争入札の設計金額3億5317万5900円を基に、別の業者（以下「事業者乙」という。）に「3億2千万円で落札できる」と教え、同額で落札させて入札の公正を妨害したと報じている。

(ウ) 贈収賄及び不公正な契約による損害額について

大阪地方裁判所判決（損害賠償請求 平成13（行ウ）46平成14年8月1日。以下「大阪地裁判決」という。）の例によると、県には少なくとも元職員が受け取った見返り金約26万円相当額の損害が発生している。

また、設計価格漏洩による不公正な工事契約に基づき公金が支出されたことによる損害が発生している。

イ 対象とする行為又は事実の違法性又は不当性

損害が発生させた元職員、事業者甲及び官製談合参加事業者に対する求償権（損害賠償請求権）の行使を怠る行為は、財産の管理を怠る事実該当し、違法である。

ウ 県に発生した又は発生の可能性のある損害

求償権（損害賠償請求権）の行使を怠ることによって、見返り金約26万円相当額及び不公正な工事契約により公金が支出されたことによる損害が発生している。

エ 請求の対象及び是正、改善等必要とする措置の内容

違法に求償権（損害賠償請求権）行使を怠る管理者に対し、県の損害の賠償を請求するよう義務付けるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

(2) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

地方自治法（以下「法」という。）第196条では監査委員の選任を制限してい

るが、元県職員から選任された監査委員が常勤監査委員となっており、公正不偏な態度での監査が機能していないため。

(3) 事実証明書

- ①福島民報社記事（令和5年2月4日、6月16日・20日・26日）
- ②政経東北6月号 36～37頁
- ③入札契約結果書 12件
- ④公文書開示請求書
- ⑤公文書一部開示決定通知書
- ⑥前払金請求書
- ⑦保証証書
- ⑧支出命令書（令和2年8月11日）
- ⑨支出命令書（令和3年2月9日）
- ⑩請求書

第2 請求の受理

本件請求は、法第242条第1項に規定する要件を具備していると認め、令和5年7月11日付けでこれを受理した。

第3 請求人の証拠の提出及び陳述

令和5年8月7日付けで、法第242条第7項の規定に基づき、請求人から新たな証拠として、補正書の提出があった。

また、令和5年8月17日に同項の規定に基づき請求人の陳述の聴取を行った。

なお、陳述にあたって、請求人から意見書の提出があった。

1 提出された新たな証拠

⑪福島県職員措置請求補正書

- ・福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。平成8年3月29日付け第175号総務部長依命通達 最終改正 平成30年2月15日※）

※注：約款については、平成30年2月15日以降の改正により条番号等に変更があるため、以降の記載では、令和5年4月1日改正約款の条番号により記載する。

福島県工事請負契約約款（請求人引用条項）の新旧比較 改正箇所を下線	
請求人提出 平成30年2月15日改正	現行 令和5年4月1日改正
<p>（談合その他不正行為に伴う損害賠償の予約）</p> <p>第43条の3 発注者は、この契約に関し受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 略 (2) 略</p> <p>(3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対し、刑法第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。</p> <p>2 略</p> <p>（談合その他不正行為に伴う損害賠償の予約）</p> <p>第46条の2 受注者は、<u>第43条の3</u>第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による請負代金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第43条の3</u>第1項第3号のうち、受注者に対して刑法第198条の規定による刑が確定した場合</p> <p>2 以下略</p>	<p>（談合その他不正行為による解除）</p> <p>第45条の2 発注者は、この契約に関し受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>直ちに</u>契約を解除することができる。</p> <p>(1) 略 (2) 略</p> <p>(3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対し、刑法第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。</p> <p>2 略</p> <p>（談合その他不正行為に伴う損害賠償の予約）</p> <p>第51条の2 受注者は、<u>第45条の2</u>第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による請負代金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第45条の2</u>第1項第3号のうち、受注者に対して刑法第198条の規定による刑が確定した場合</p> <p>2 以下略</p>

2 主な陳述内容

請求人の陳述及び意見書のうち、本件請求に係る主な内容は以下のとおりである。

(1) 県の損害について

請求人と係争中の住民訴訟において、県が、県には損害が発生していないと主張したため、係争中であるが、再度の住民監査請求を行った。

請求書に記載した大阪地裁判決は、収賄相当額は最低限の損害額であることを示す根拠として取り上げたもので、県の実際の損害は、26万円どころではなく、数千円から億単位になると考える。

元職員が設計を担当し事業者甲が落札した落札率99.12%の工事を始め、落札率が高く、日弁連では90数%を超えると談合が疑われるとしている。

約款に基づき、元職員と事業者甲に対し、請負代金額の2割を違約金として請求しなければ、談合をした者が得をすることとなる。

(2) 怠る事実について

求償権行使を怠っているとした根拠は、約款第51条の2の定めるところによる。

約款第51条の2に「受注者の役員又は使用人が刑法第96条の6又は198条の規定による刑が確定したとき、請負代金額の10分の2に相当する額を発注者の

指定する期間内に支払わなければならない」と定められていること、及び、事業者甲の社長Aに対し刑法第198条（贈賄罪）の、役員Bに対し第96条の6（公契約関係競売等妨害罪）の有罪が確定していることから、県は速やかに不公正な入札による工事請負契約を特定し、同約款に基づく請求権を行使する義務がある。

官製談合の場合、共同不法行為となるため、元職員と関係事業者の両者に対して、この違約金を請求することが可能である。

元職員等の有罪確定に伴い、刑事事件記録の閲覧により不公正な工事請負契約を特定し、約款に基づき、事業者甲に対し、損害賠償請求をする義務があるにも関わらず、県はいまだに損害発生すら認めていない。

事業者甲の役員Bが、事業者乙に金額を伝えたと公判で供述をしていることについては、公判記録を見れば、確認できる。

県の入札制度等監視委員会議事録をみても、損害賠償請求権の行使を命じる報告がない。

なお、監査委員から尋ねられた、約款のただし書に例外規定があることは、認識していなかった。

(3) 個別外部監査契約に基づく監査を求める理由

監査委員に元県職員が含まれており、その委員が職員の身内の立場で作文し、他の委員は押印するだけではないかと考えられ信用できないため、個別外部監査契約に基づく監査を求める。

(4) 監査委員の除斥について

監査委員は、法第199条の2の規定により、自己等の従事する業務上の事件については監査することができないと定められている。

官製談合が行われていたと推認される平成29年度から30年度に県の農林水産部長であった監査委員は利害関係人であり、除斥すべきである。

3 監査の実施

(1) 監査対象事項

福島県職員措置請求書に基づき、元職員が10年前から10件前後の県発注工事の設計金額を事業者甲に教える見返りに賄賂を受け取った官製談合により、違法又は不当な契約による公金支出がなされたとしている事案に関し、以下の事項を監査対象とした。

- ①県に官製談合等による違法又は不当な契約の締結等による損害が発生しているか否か
- ②県に収賄相当額の損害が発生しているか否か
- ③元職員、事業者甲及び官製談合等参加事業者に対し、損害賠償を請求しないことが、法第242条第1項に規定する違法又は不当に財産の管理を怠る事実に該当し、県に損害を与えているか否か

(2) 監査対象機関

農林水産部内における人事、予算、経理に関すること及び工事の設計管理等に関すること等を所管する農林水産部農林水産総室（以下「農林水産総室」という。）を監査対象機関とした。

(3) 監査の実施

令和5年8月9日に職員調査を行い、令和5年8月18日に監査委員による監査を実施した。

(4) 個別外部監査契約に基づく監査によらない理由

外部監査制度の趣旨は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による監査を導入することにより、地方公共団体の監査機能の専門性・独立性の強化を図るとともに、地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼を高めることにある。

本件請求は、求償権の行使に関するものであり、その違法・不当の判断を行うに当たって、特に外部の者による専門的な知識等を必要とする事案であるとは認められない。

よって、本件請求による監査について、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるとは認められない。

(5) 監査委員の除斥を行わない理由

法第199条の2は「監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない」と定めており、監査対象機関の理事等が監査委員本人や法に規定する親族等である場合や監査委員本人等が経営する事業者との契約内容について監査する場合などは、当該監査

委員は監査を行うことはできず、除斥することとなる。

本件請求は、元職員及び事業者に対する損害賠償請求に関するものであり、監査委員やその親族の一身上に関する事件又はその従事する業務に直接の利害関係のある事件には該当しない。

よって、本件請求の監査にあたり、除斥事由に該当する監査委員はいない。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象機関である農林水産総室について、聴取及び関係書類の調査を行い、次の事項を確認した。

(1) 元職員等の収賄罪等に関する刑事裁判の結果について

ア 元職員について

令和5年6月15日に判決公判があり、収賄罪により、懲役1年6月、執行猶予3年、追徴金262,363円の支払いを言い渡された。

控訴は行われず、判決は確定している。

イ 事業者甲について

事業者甲社長Aについては、令和5年5月25日に判決公判があり、贈賄罪により、懲役1年、執行猶予3年を言い渡された。

同社役員Bについては、令和5年5月10日に判決公判があり、公契約関係競売等妨害罪により、懲役10月、執行猶予3年を言い渡された。

いずれも控訴は行われず、判決は確定している。

(2) 入札談合等関与行為防止法に基づく公正取引委員会からの改善措置要求等の有無について

令和5年8月18日現在、入札談合等関与行為防止法に基づく公正取引委員会から県に対する照会や調査、改善措置要求等は行われていない。

(3) 刑事事件記録の閲覧について

農林水産総室では、令和5年7月4日付け及び8月8日付けで福島地方検察庁に対し、上記(1)の3者の刑事事件に係る保管記録の閲覧の申請を行っているが、8

月18日現在、同庁からの回答はない。なお、同庁に問い合わせたところ、閲覧可否の判断には一定の時間がかかる旨回答を得た。

このため、同日現在、設計価格が漏洩された工事等は特定できていない。

(4) 農林水産部における工事設計システムのセキュリティについて

農林水産総室では、農林水産部における工事設計関係システムについて、田村市職員の贈収賄事件（令和4年9月逮捕）の発生を踏まえ、セキュリティの点検を実施した。

点検の結果、本人以外の職員が担当する工事についても契約締結前の情報を閲覧することが可能であることが確認されたため、令和5年1月から閲覧制限を行うなどの改善を行った。

(5) 会津農林事務所の発注工事の入札結果について

元職員が会津農林事務所に在籍した令和元年度から3年度までの発注工事及び元職員の担当工事について農林水産総室に資料の提供を求めるとともに、福島県入札制度等監視委員会資料と対照し、工事名、契約日、予定価格、当初契約額、落札率、請負業者名、参加者数等の確認を行い、元職員の設計担当工事及び事業者甲の落札状況について確認した。主な結果は以下のとおりである。

ア 元職員担当工事一覧

元職員が令和元年度から3年度に設計担当した工事は、次の7件である。

なお、令和2年度の建築工事（落札率99.12%）は、請求人が、県と事業者甲が違法又は不当に契約を締結して公金支出がなされ損害が発生したとして、事実証明書を提出している工事である。

	発注	入札方式	工事種別	落札率	請負業者	参加者数
1	R元	条件付一般競争入札 (総合評価方式)	一般土木	98.17%	A社	1者
2		条件付一般競争入札	一般土木	93.09%	B社	2者
3		条件付一般競争入札 (総合評価方式)	鋼橋上部工事	99.97%	C社	1者
4	R2	条件付一般競争入札 (総合評価方式)	建築	99.12%	事業者甲	1者
5		地域の守り手育成型方式 (指名競争入札)	一般土木	98.94%	D社	13者
6	R3	条件付一般競争入札	一般土木	95.15%	E社	2者
7		条件付一般競争入札 (総合評価方式)	一般土木	93.92%	A社	2者

イ 会津農林事務所発注工事全体と元職員担当工事との平均落札率の比較

入札方式	会津農林事務所全体			元職員担当工事		
	件数	平均落札率	平均参加者数	件数	平均落札率	平均参加者数
条件付一般競争入札	119 件	95.85%	1.9 者	6件	96.57%	1.5 者
随意契約	2 件	97.89%	2.5 者	0 件	—	—
地域の守り手育成方式	4 件	95.71%	5.8 者	1 件	98.94%	13.0 者

(6) 住民訴訟の提起について

本件住民監査請求に関連する事項として、請求人から県を相手どり「怠る事実の違法確認請求事件」に関する住民訴訟が福島地方裁判所に提訴されており、農林水産総室において対応中である。

なお、当該住民訴訟は、令和5年2月28日付けで福島県監査委員に提出され同年3月1日付けで受理した福島県職員措置請求書において、本件事案に関し県に発生した損害について、元職員に対する国家賠償法第1条第2項に基づく求償権の行使を違法に怠るとして必要な措置を請求し、令和5年3月30日付け4福監第429号「福島県職員措置請求について（通知）」により監査を行わない旨を通知したことを踏まえ提訴されたものである。

- ・ 訴状提出日 令和5年4月18日
- ・ 原告 川原 浩
- ・ 被告 福島県知事 内堀雅雄
- ・ 請求の趣旨 地方自治法第242条の2第1項第3号に基づき、被告が元職員に対し、損害賠償請求権行使を怠る違法確認を請求する。訴訟費用は、被告の負担とする。との判決を求める。
- ・ 第1回口頭弁論 令和5年5月30日（火）
- ・ 第2回口頭弁論 令和5年8月 1日（火）
- ・ 第3回口頭弁論 令和5年9月19日（火）（予定）

2 農林水産総室の説明

農林水産総室は、本事案に関して次のような説明及び見解を示した。

(1) 設計金額漏洩による県の損害の有無及び損害額について

請求人が主張する県の損害額については、設計金額を事業者甲に漏洩したことに

より、同社が最低制限価格を予想しやすくなった可能性は否定できないものの、本件は事業者同士が談合し落札する場合と異なり、県に財産的損害が発生したとは認識していないが、県民の県政に対する信用を失墜させるとともに、農林水産部の業務に関わる施策・事業・職員に対する信頼や評価を揺るがせたものであり、県として多大な社会的損害を受けたと認識している旨の説明があった。

(2) 損害がある場合の損害賠償請求の予定等について

農林水産総室では、財産的損害が生じていないと認識しているため、損害賠償請求を行う予定はない旨の説明があった。

(3) 令和5年7月11日付け福島県職員措置請求書について

ア 請求人が損害の調査及び損害賠償請求義務があるとしていることについて

(7) 入札談合等関与行為防止法第4条第5項で定める損害の調査及び損害賠償請求

入札談合等関与行為防止法違反により自治体が行わなければならない損害の調査及び損害賠償請求は、公正取引委員会が事件の調査を行った結果、入札談合等関与行為があると認めるときに自治体に求められる改善措置を前提としているものであるが、現時点において、公正取引委員会から本県に改善措置を求められておらず、また元職員等も入札談合等関与行為防止法に基づく刑事罰には問われていないとの説明があった。

(4) 民法第709条（不法行為責任）に基づく損害賠償請求

財産的損害が発生したとは認識していないため、損害賠償請求を行う予定はないとの説明があった。

イ 少なくとも収賄相当額を県の損害額と推認することについて

請求者が根拠とする大阪地裁判決は、事業者同士が談合し入札予定価格に近い金額で落札した事案において、当該談合がなければ、少なくとも落札者が談合調整金として他の業者に支払った金額の限度で請負金額が低額になっていたと推認されるとして、その金額を損害として認定した事案であり、本件事案とは事案の性質が異なることから同判決は参考にならず、当該賄賂相当額を県の損害額として推認することはできないとする考えが示された。

ウ 住民監査請求人が、当該損害額について損害賠償請求を違法又は不当に怠るとしていることについて

財産的損害が発生したと認識していないため、損害賠償請求を違法又は不当に怠るとは考えていないが、元職員等の有罪確定に伴い、裁判記録等の調査を行い、情報漏洩又は収賄に係る工事の特定や県の損害が認められた場合は、弁護士と相談の上、対応を検討する旨の説明があった。

3 判断

(1) 県に官製談合等による違法又は不当な契約の締結等による損害が発生しているか否か

ア 違法又は不当な工事契約による損害発生の可能性とその特定について

請求人は、元職員が設計を担当し事業者甲が落札した落札率99.12%の工事を始め高い落札率の工事は談合が疑われ、設計価格漏洩による違法又は不当な契約により損害が発生したと主張している。

一方、農林水産総室は、違法に設計価格を知り得たことにより同社が最低制限価格を予想しやすくなった可能性は否定できないものの、本件は事業者同士が談合し落札する場合と異なるため、県に財産的損害が発生したとは認識していないと主張している。

この点について、設計価格の漏洩とともに、仮に入札参加予定業者が1者であり他に競争相手がいないことも違法に知り得たとすれば、利益の最大化を図るため設計価格と同額又は近い金額で落札することも可能となり、その場合、設計価格漏洩等の不正行為がなく公正な競争が行われた場合の入札価格と比較して、実際の入札価格が不当に高額となり、差額分の損害が発生する可能性があるといえる。しかし、これを本件請求についてみると、設計価格漏洩という不法行為に故意があることは元職員の事情聴取により確認されているものの、当該不法行為と県に発生しうる損害との相当因果関係は現時点では特定されていない。

さらに、請求人は、約款第51条の2により事業者甲の社長Aに対し刑法第198条（贈賄罪）の、役員Bに対し第96条の6（公契約関係競売等妨害罪）の有罪が確定していることから、県は速やかに不公正な入札による工事請負契約を特定し、同約款に基づく請求権を行使する義務があるとしている。

この点について、約款第51条の2では、損害賠償の予約を「約款第45条の2第1項各号に該当するとき」と規定し、その内容は、請求人の記載に相当する「受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対し、刑法第96条の6又は第198条の刑が確定したとき」であるが、約款第51条の2第1項は後段にただし書きがあり、刑法第198条（贈賄罪）は除外されることから、損害賠償の予約が適用されるのは公契約関係競売等妨害罪のみとなる。

また、請求人は、この場合は共同不法行為となることから、元職員及び事業者の両方を請求の相手方にできるとしている。

なお、民法第709条の不法行為責任に基づく損害賠償を請求する場合、当該不法行為に故意又は過失があることを立証し、さらに違反行為と損害の相当因果関係及びその損害額を明らかにする必要がある。

これを本件請求についてみると、設計価格漏洩という不法行為に故意があることは元職員の事情聴取により確認されているものの、当該不法行為と県に発生しうる損害との相当因果関係は現時点では特定されていない。

一方、農林水産総室においては、刑事裁判の保管記録の閲覧について、福島地方検察庁に申請をしており、その内容を調査した結果、情報漏洩又は収賄に係る工事の特定や県の損害が認められた場合は、弁護士と相談の上、対応を検討している。

すなわち、農林水産総室においては、保管記録の閲覧を通じて、元職員の不法行為と県の損害との相当因果関係及び損害額の特定に向けた取組を進めているところである。

(2) 県に収賄相当額の損害が発生しているか否か

ア 贈収賄額相当額をもって県の損害とすることについて

県の損害について、請求人は、談合調整金等相当額の限りにおいて発注自治体が損害を被ったと認める大阪地裁判決に基づき、収賄相当額の約26万円と認定できると主張し、農林水産総室は、当該判決の談合事案は本件の収賄事案とは性質が異なり参考にならないと主張しているため、これについて以下のとおり検討した。

一般に、不正行為がなかった場合に入札されたであろう工事の入札価格を合理的に算定することは極めて困難であり、裁判においても、民事訴訟法第248条の「損害が生じたことが認められる場合において、損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。」を適用して、損害額を認定すること等が行われていると解される。

請求人が根拠とする大阪地裁判決についても、当該判決をもってただちに他の事案の損害額を推認する既判力を有するものではなく、個別の事案ごとに各裁判において、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当する損害額が認定されるものと解される。

本件請求における県の損害額についても、刑事裁判の判決が確定した後に得られる情報を含め、必要な調査をすべて実施した上で、設計価格の漏洩が行われた工事入札を特定し、元職員の違法行為と県の損害との相当因果関係を明らかにした上で、総合的に判断されるべきものと解される。

(3) 県の損害に関する検討結果

以上のとおり、違法又は不当な工事契約により県に何からの損害が発生している可能性があることは否定できないものの、現時点では、元職員及び事業者甲等の違法行為と県の損害との相当因果関係が明らかとなっていないことから、県に損害が発生していると断定することはできない。

(4) 元職員、事業者甲及び官製談合等参加事業者に対し、損害賠償を請求しないことが、法第242条第1項に規定する違法又は不当に財産の管理を怠る事実¹に該当し、県に損害を与えているか否か

農林水産総室においては、刑事裁判の保管記録の閲覧を福島地方検察庁に申請しており、その内容を調査した結果、情報漏洩又は収賄に係る工事の特定や県の損害が認められた場合は、弁護士と相談の上、対応を検討するとしている。

すなわち、農林水産総室においては、保管記録の閲覧を通じて、元職員の不法行為と県の損害との相当因果関係及び損害額の特定に向けた取組を進めているところであり、違法又は不当に財産の管理を怠る事実¹に該当しない。

第5 結 論

本件請求についての監査の結果は、令和5年9月8日、監査委員の合議により次のとおり決定した。

請求人の主張については、理由がないことから棄却する。

第6 付 言

監査結果は以上のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。

入札事務における設計金額を漏洩した事案は、公共工事の適正な入札の執行を妨げ、県政に対する県民の信頼を著しく失墜させた。

県発注の土木関連工事の入札事務でも同様の事案が判明したことを踏まえ、県には、入札制度等監視委員会の提言に基づき、各種システムからの情報漏洩防止、事務手続における機密情報管理の徹底、法令遵守のさらなる徹底に全庁を挙げて取り組むとともに、状況変化に応じた適時・適切な対応を図ることを求める。